令和８年度（第２回）海上保安庁
船艇職員・無線従事者・航空機職員採用試験

１　試験日程等

（1）受付期間　令和８年10月13日（火）10：00　から
　　令和８年11月12日（木）17：00　まで
※原則、海上保安庁ホームページからのWEB申込となります。

（2）試験日等

	実施日	試験種目	合格発表日
第１次試験	令和８年11月28日（土） 8：30　受付開始 12：50　試験終了	教養試験 （多肢選択式） 作文試験	令和８年12月９日（水） 10：00掲載
第２次試験	令和８年12月14日（月） 横浜市、広島市	人物試験 身体検査 身体測定 体力検査	（最終合格発表） 令和９年２月15日（月） 10：00掲載
	令和８年12月15日（火） 小樽市、北九州市、舞鶴市、鹿児島市、那覇市		
	令和８年12月16日（水） 新潟市、高松市		
	令和８年12月17日（木） 塩釜市、名古屋市、神戸市		
実技試験（飛行区分）	令和９年１月27日（水）～令和９年１月28日（木）のうちいずれか１日 ※第２次試験通過者に対して、令和９年１月８日（金）までに試験日を通知します。	実技試験 （試験地:宮城県岩沼市）	

※　各試験日は変更となる場合がありますので、海上保安庁ホームページでご確認ください。

※　第１次試験の際、人物試験の参考とするため性格検査を行います。

（3）合格者発表
海上保安庁ホームページに掲載のほか、各第１次試験地に掲示。

（4）採用予定日
①令和９年７月１日（木）
※採用予定日までに免許等を取得できなかった者が、令和９年11月頃までに免許等を取得した場合は、次期採用予定日（令和10年１月１日）に採用することがあります。

②令和 10 年１月１日（土）

高等専門学校在学中に試験区分「航海」及び「機関」を受験し、かつ、令和９年９月 30 日までに卒業又は修了する者。

※高等専門学校とは、全国の高等専門学校及び商船高等学校をいう。

2　試験地

第１次試験地	小樽市	函館市	釧路市	青森市	塩釜市	第２次試験地	小樽市	塩釜市	横浜市
	横浜市	名古屋市	神戸市	広島市	高松市		名古屋市	神戸市	広島市
	北九州市	佐世保市	舞鶴市	境港市	新潟市		高松市※	北九州市	舞鶴市
	高岡市	鹿児島市	那覇市				新潟市	鹿児島市	那覇市

※高松市では航空機職員受験者の第２次試験は行いませんので、他の試験地を希望して下さい。

3　試験種目・試験の方法

試験	試験種目	内　　容		解答時間
第１次試　験	教養試験（多肢選択式）	海上保安庁職員として必要な一般的な知識についての筆記試験（出題数：40 問、出題分野：社会、人文及び自然に関する一般的知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能）		２時間
	作文試験	海上保安庁職員として必要な文章による表現力、課題に対する理解力などについての筆記試験		50 分
第２次試　験	人物試験	人柄、対人的能力などについての個別面接		
	身体検査	主として胸部疾患（胸部エックス線撮影を含む。）、血圧、尿、その他一般内科系検査		
	身体測定	飛行除く	視力、色覚、聴力についての測定	
		飛行のみ	身長、体重についての測定	
	体力検査	上体起こし、反復横跳び、鉄棒両手ぶら下がりによる身体の筋持久力等についての検査		
実　技試　験	実技試験	航空機職員（飛行）第２次試験通過者を対象に FTD を用いた実技試験		

※第１次試験合格者は、「教養試験（多肢選択式）」の成績により決定します。

「作文試験」は、第２次試験合格者を対象に評定した上で、最終合格者（飛行のみ第２次試験合格者）決定に反映します。

◎体力検査の内容

次のいずれかに該当する場合は、体力検査で不合格となります。

○「反復横跳び」及び「上体起こし」において、第一水準に２つとも達しない場合又は第二水準に達しないものが１つでもある場合

反復横跳び（敏しょう性）・・・100cm 間隔に引かれた３本のライン上で、20 秒間のうち何回サイドステップすることができるかを検査します。第一水準は男子 47 回以上、女子 39 回以上、第二水準は男子 40 回以上、女子 32 回以上です。

上体起こし（筋持久力）･･･ひざを曲げ、あおむきに寝た姿勢から、30 秒間のうちに何回上体を起こすことができるかを検査します。第一水準は男子 22 回以上、女子 15 回以上、第二水準は男子 17 回以上、女子９回以上です。

○「鉄棒両手ぶら下がり」が 10 秒未満の場合

鉄棒両手ぶら下がり ･･･水平に設置された直径約 2.8cm の鉄棒を両手で握り、両足を床から離してぶら下がり、10 秒以上耐えることができるかを検査します。

次のいずれかに該当する者は不合格となります。

※申込みに当たっては、下記基準（数値）に十分留意してください。

＜航海、機関、通信・技術、管制、整備、航空通信＞

○視力（裸眼又は矯正）がどちらか一眼でも 0.6 に満たない者

○色覚に異常のある者（ただし、職務遂行に支障のない程度の者は差し支えない）

○どちらか片耳でも 2,000、1,000、500 各ヘルツでの検査結果をもとに算出した聴力レベルデシベルが、40 デシベル以上の音の失聴のある者

○四肢の運動機能に異常のある者

＜飛行＞

○身長が 158cm に満たない者又は 190cm を超える者

○体重が男子 48kg、女子 41kg に満たない者

○その他操縦士として航空業務に支障のある者

4　試験区分・受験資格等

この試験を受けられない者

(1)日本の国籍を有しない者

(2)国家公務員法第 38 条の規定により国家公務員となることができない者

・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者

・一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者

・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(3)平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)

(4)採用日に 63 歳に達している者は、法令の規定により採用することができません。

◇船艇職員

試験区分	航　海	機　関
採用予定数	約 10 名	
職務内容	配属管区内の巡視船等の乗組み、海上保安官としての業務に従事するほか、航海は船舶の運航業務に、機関は船舶の機関の運転整備業務に従事します。	
受験資格	受験時において有効な、電子海図情報表示装置についての能力限定が解除された、五級海技士（航海）以上の海技免状を有すること（採用日までに資格取得見込みの者(※1、※2 を含む。)	受験時において有効な、五級海技士（機関）以上（内燃機関の限定を含む。）の海技免状を有すること（採用日までに資格取得見込みの者(※1)を含む。)

※1　「船舶職員及び小型船舶操縦者法」（昭和 26 年法律第 149 号）第 13 条の２の規定に該当する者又は海技免許の筆記試験に合格し、口述試験受験可能な乗船履歴を有する者で、採用日までに免許取得見込みの者。

※2　採用日までに電子海図情報表示装置についての能力限定を解除見込みの者。

注意　平成 26 年 3 月 31 日までに海技士（航海）に係る海技免状の交付を受けている方は、「船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部を改正する省令」（平成 26 年国土交通省令第 1 号）附則第 3 条第 1 項の規定により、能力限定をされた海技免状を受けたものとみなされます。

◇無線従事者

試験区分	通信・技術	管制
採用予定数	約 10 名	若干名
職務内容	配属管区内の巡視船、航空機に乗組み、海上保安官としての業務に従事するほか、情報システムや船舶等の通信機器の運用管理業務又は海上交通センター等での海上交通業務に従事します。	配属管区（隣接管区を含む）の海上交通センター運用管制課等で勤務し、海上保安官としての業務に従事するほか、船舶の安全運航に必要な情報の提供や航行管制等により船舶事故の未然防止にかかる業務に従事します。
受験資格	次の①及び②に該当すること ① 次のいずれかに該当する者 ア　高等学校を卒業した者及び令和 9 年 6 月までに高等学校を卒業する見込みの者 イ　中等教育学校を卒業した者及び令和 9 年 6 月までに中等教育学校を卒業する見込みの者（中学校卒業のみは含みません。） ウ　高等専門学校の第 3 学年の課程を修了した者及び令和 9 年 6 月までに高等専門学校の第 3 学年の課程を修了する見込みの者 エ　その他高等学校卒業程度認定試験（旧大学入学資格検定を含む）に合格した者等でイに掲げる者と同等の資格があると認められる者 ② 次のいずれかに該当する者※ ア　受験時において、第一級又は第二級総合無線通信士の免許を有する者 イ　受験時において、第一級、第二級又は第三級海上無線通信士の免許を有する者 ウ　受験時において、第一級又は第二級陸上無線技術士の免許を有する者	次の①及び②に該当すること ① 次のいずれかに該当する者 ア　高等学校を卒業した者及び令和 9 年 6 月までに高等学校を卒業する見込みの者 イ　中等教育学校を卒業した者及び令和 9 年 6 月までに中等教育学校を卒業する見込みの者（中学校卒業のみは含みません。） ウ　高等専門学校の第 3 学年の課程を修了した者及び令和 9 年 6 月までに高等専門学校の第 3 学年の課程を修了する見込みの者 エ　その他高等学校卒業程度認定試験（旧大学入学資格検定を含む）に合格した者等でイに掲げる者と同等の資格があると認められる者 ② 次のいずれかに該当する者※ ア　受験時において、第一級総合無線通信士の免許を有する者 イ　受験時において、第一級、第二級又は第三級海上無線通信士の免許を有する者

※「無線従事者規則」（郵政省令第 18 号〔H2.3.31〕）第 6 条～第 8 条の規定に該当する者で、採用日までに免許取得

見込みの者を含む。

◇航空機職員

<table>
<tr><td>試験区分</td><td>飛　行</td><td>整　備</td><td>航空通信</td></tr>
<tr><td>採用予定数</td><td>約５名</td><td>約５名</td><td>約５名</td></tr>
<tr><td>職務内容</td><td colspan="3">全国の航空基地又は航空機搭載型巡視船の航空機に乗組み、海上保安官としての業務に従事するほか、飛行は航空機の運航業務に、整備は航空機の整備業務に、航空通信は航空機の通信業務等に従事します。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">受験資格</td><td colspan="3">次の①及び②に該当すること
① 次のいずれかに該当する者
ア　高等学校を卒業した者及び令和９年６月までに高等学校を卒業する見込みの者
イ　中等教育学校を卒業した者及び令和９年６月までに中等教育学校を卒業する見込みの者（中学校卒業のみは含みません。）
ウ　高等専門学校の第３学年の課程を修了した者及び令和９年６月までに高等専門学校の第３学年の課程を修了する見込みの者
エ　その他高等学校卒業程度認定試験（旧大学入学資格検定を含む）に合格した者等でアに掲げる者と同等の資格があると認められる者</td></tr>
<tr><td>② 次のア及びイに該当する者

ア　受験時において国土交通大臣が交付した回転翼航空機の事業用操縦士の資格以上の技能証明書（特定操縦技能審査／確認が有効期限内であること）を有し、かつ、有効な第一種航空身体検査証明書を有する者
イ　航空無線通信士又は第一級、第二級総合無線通信士の資格を有する者※</td><td>② 受験時において、国土交通大臣が交付した飛行機又は回転翼航空機の航空整備士又は航空運航整備士の技能証明を有する者（採用日までに資格取得見込みの者を含む。）</td><td>② 受験時において、航空無線通信士又は第一級、第二級総合無線通信士の資格を有する者※（採用日までに資格取得見込みの者を含む。）</td></tr>
</table>

※「無線従事者規則」（郵政省令第 18 号〔H2.3.31〕）第６条～第８条の規定に該当する者で、採用日までに免許取得見込みの者を含む。

航空機職員試験の併願について
・受験申込みの際、試験区分「飛行」と「航空通信」の併願を選択できます。
・併願は試験区分「飛行」の受験者で、実技試験を通過できなかった者のうち、試験区分「航空通信」としての採用希望※を募るものです。
※採用予定数により、併願による採用に至らない場合もあります。
・「航空通信」として採用された場合、「飛行」への転科は認められません。

5　受験手続

(1) 申込必要書類

① 卒業（修了）証明書又は卒業（修了）見込み証明書

中学校卒業以後の学歴（中退を含む）全てについて、各学校の卒業（修了）証明書又は在学証明書を提出して下さい。

ただし、中学校から引き続き高等学校等に進学して卒業した者は、中学校の卒業証明書は必要ありません。

② 免許等（取得見込みの者は、取得後に提出）

◇船艇職員
・海技免状

◇無線従事者
・無線従事者免許証

◇航空機職員

（飛行）
・技能証明書
・航空身体検査証明書又は航空身体検査証明申請書
・無線従事者免許証
・最近１か月のフライトログ（最近のものがなければ、直近のもので可）

（整備）
・技能証明書

（航空通信）
・無線従事者免許証

(2) 申込手続き

右の二次元コード又は海上保安庁ホームページへアクセスし、申込みフォームから必要事項を入力して下さい。

本項(1)①及び②の書類をアップロードする必要がありますので、事前に写真データ又はPDFにより保存して下さい。

※原則WEB申込としておりますが、対応不可の場合は申込予定先官署へお問合せください。

(3) 受験票の交付

申込時に登録されたメールアドレスに受験票が交付されます。

令和８年 11 月 20 日（金）までに受験票の交付がない場合は、申込先官署へお問合せください。

6　試験時に持参するもの

（1）第１次試験

①　受験票

②　筆記具（ＨＢの鉛筆はマークシートへの記入に使用するため、必ず持参）

③　免許等

◇船艇職員（航海・機関）

受験資格に定める海技免状又は船舶職員養成施設等の卒業（修了）証明書若しくは卒業（修了）見込証明書

◇無線従事者

受験資格に定める免許又は採用日までに免許を取得できる旨の証明書等

◇航空機職員

飛　　行：受験資格に定める技能証明書及び第一種航空身体検査証明書
　　無線従事者免許証（ただし、当該資格を有する場合に限る。）

整　　備：受験資格に定める技能証明書又は採用日までに資格を取得できる旨の証明書等

航空通信：受験資格に定める免許又は採用日までに免許を取得できる旨の証明書等

（2）第２次試験

①　受験票

②　筆記具

③　運動靴等

④　証明済みの住民票記載事項証明書（10 頁の用紙）

※必ず市役所等で証明を受けて下さい。

受験資格の確認のため、第２次試験時に提出していただきます。

指定期日までに提出しない場合は、受験が無効となりますので、証明に日数がかかる場合は、早めに用意して下さい。

7　最終合格したら

（1）最終合格者は、第２次試験合格者の中から採用予定者数に応じて試験成績により決定します。

最終合格者には合格通知書を交付しますが、合格通知書は延着、不着となる場合がありますので、自身の合否は必ず海上保安庁ホームページ又は各掲示場所で確認して下さい。

また、合格通知書が最終合格発表日から１週間経っても到着しない場合には、海上保安庁総務部人事課にお問い合わせ下さい。

なお、電話による試験結果の問い合わせには応じかねますのでご了承下さい。

（2）採用者は最終合格者の中から決定し、別途「採用内定通知書」を送付します。

なお、内定は採用予定者数を考慮して実施しますので、最終合格者が必ず採用となるも

のではありません。

(3) 採用後は、海上保安学校門司分校（北九州市門司区）において、海上保安官として必要な研修を約６ヶ月間受けた後、船艇職員の方は配属管区の巡視船等に、無線従事者(通信・技術）の方は配属管区の巡視船、航空基地又は管区本部等に、無線従事者（管制）の方は配属管区（隣接管区を含む）の海上交通センター運用管制課等に、航空機職員(飛行、整備、航空通信)の方は全国の航空基地又は航空機搭載型巡視船にそれぞれ配属され、勤務することとなります。

※研修内容等は、海上保安学校門司分校ホームページ(https://www.kaiho.mlit.go.jp/school/moji/) をご覧下さい。

※陸上無線技術士の免許のみを有する者にあっては、巡視船で勤務することは出来ませんが、採用後に海上無線通信士の免許を取得することで、巡視船で勤務することが出来ます。

※過去に海上保安官であった者は、研修を受けずに配属先への直接採用となります。

(4) 採用日に次に該当する場合は、採用されません。

① 「この試験を受けられない者」（3 頁中段）となった場合
② 受験資格に定める免許等を取得できなかった場合（航海は ECDIS 解除含む）
③ 受験資格に定める免許等が無効となった場合（有効期限切れ等）
④ 怪我、病気等により研修を受けることが困難となった場合
⑤ その他、海上保安官として採用することが不適当であると認められる場合

8 その他

(1) 直近２回の試験実施状況

		航海	機関	通信・技術	管制	飛行	整備	航空通信	合計
令和7年度第2回（R8.7.1採用）	申込者数	8	3	11	7	11	1	16	57
	合格者数	4	3	3	3	2	0	4	19
令和7年度第1回（R8.1.1採用）	申込者数	15	7	9		20	3	8	62
	合格者数	9	6	2		2	1	3	23
	採用数	6	5	2		2	1	2	18

(2) 採用後の給与

採用後の給与は、「一般職の職員の給与に関する法律」等の規定に基づき、採用前までの経歴に応じて給与が決定されます。おおよその金額は下記をご覧下さい。

		船艇職員	無線従事者	航空機職員
研修期間中		235,700 円～336,500 円程度		
研修後	巡視船勤務の場合	272,200 円～381,000 円程度		
	保安部等陸上勤務の場合		235,700 円～336,500 円程度	

	航空基地（飛行）			257,600 円～ 363,200 円程度
	航空基地 （整備・航空通信）			235,700 円～ 336,500 円程度

これに加え、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当等の諸手当が支給されるほか、期末手当・勤勉手当（いわゆるボーナス）が支給されます。

また基準を満たす場合、昇給等が行われます。

★　その他質問等ございましたら、下記又は申込先官署までお問い合わせ下さい。

〒100-8976　東京都千代田区霞が関２－１－３

海上保安庁総務部人事課第二任用係（TEL：03-3591-6361）

○申込先官署（第１次試験地）

試験地	申込先	郵便番号	所在地	電話番号
小　樽　市	第一管区海上保安本部　人事課	047-8560	小樽市港町 5-2	0134-27-0118
函　館　市	函館海上保安部　管理課	040-0061	函館市海岸町 24-4	0138-42-1118
釧　路　市	釧路海上保安部　管理課	085-0022	釧路市南浜町 5-9	0154-22-0118
青　森　市	青森海上保安部　管理課	030-0811	青森市青柳 1-1-2	017-734-2423
塩　釜　市	第二管区海上保安本部　人事課	985-8507	塩釜市貞山通 3-4-1	022-363-0111
横　浜　市	第三管区海上保安本部　人事課	231-8818	横浜市中区北仲通 5-57	045-211-1118
名 古 屋 市	第四管区海上保安本部　人事課	455-8528	名古屋市港区入船 2-3-12	052-661-1611
神　戸　市	第五管区海上保安本部　人事課	650-8551	神戸市中央区波止場町 1-1	078-391-6551
広　島　市	第六管区海上保安本部　人事課	734-8560	広島市南区宇品海岸 3-10-17	082-251-5111
高　松　市	高松海上保安部　管理課	760-0064	高松市朝日新町 1-30	087-821-7013
北 九 州 市	第七管区海上保安本部　人事課	801-8507	北九州市門司区西海岸 1-3-10	093-321-2931
佐 世 保 市	佐世保海上保安部　管理課	857-0852	佐世保市干尽町 4-1	0956-31-4842
舞　鶴　市	第八管区海上保安本部　人事課	624-8686	舞鶴市字下福井 901	0773-76-4100
境　港　市	境海上保安部　管理課	684-0034	境港市昭和町 9-1	0859-42-2532
新　潟　市	第九管区海上保安本部　人事課	950-8543	新潟市中央区美咲町 1-2-1	025-285-0118
高　岡　市	伏木海上保安部　管理課	933-0105	高岡市伏木錦町 11-15	0766-45-0118
鹿 児 島 市	第十管区海上保安本部　人事課	890-8510	鹿児島市東郡元町 4-1	099-250-9800
那　覇　市	第十一管区海上保安本部　人事課	900-8547	那覇市港町 2-11-1	098-867-0118

住 民 票 記 載 事 項 証 明 書

住所	
	番地 番　　号
本籍（都道府県名）	都道 府県

氏　名	
生年月日	□昭和 □平成　　年　　月　　日

試験区分	
第１次試験地	受験番号

上記の事項は住民票に記載のあることを証明する。
（ただし、本籍の一部については省略している。）

年　　月　　日

市区町村長　　印